

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 **更新**

当社は「ステークホルダーの満足度を継続的に高める」ことをモットーに、「真価のある製品を社会に納め人類に貢献する」ことを経営理念とし、「ハイテクソードの創造により社会に貢献しよう」を社会的使命に掲げ、経営を推進しております。その推進にあたり、今後も社会的責任を果たし、企業価値を向上させていくために、当社では迅速、且つ、的確な経営判断、業務執行判断を行える体制の確立を目指すと共に、取締役による業務執行状況の監督、及び監査役による適法性監査を通じ、経営のチェック機能を強化していく事で、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 **更新**

【1-2. 株主総会における権利行使】

補充原則1-2-4

・当社は、機関投資家や海外投資家の皆様のご意見・ご要望も勘案しながら、招集通知の英訳を検討して参ります。

【3-1. 情報開示の充実】

補充原則3-1-2

・当社は、情報開示の充実にあたり、英語での情報開示をすべき必要性や重要性、それに伴い生じるコストを考慮のうえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示、及び提供を進めるべく検討して参ります。

【4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

補充原則4-8-1

・当社は、取締役会における議論に独立社外取締役が積極的に貢献する観点から、監査等委員である取締役3名の独立社外者のみを構成員とする会合の開催の必要性を現在検討しております。

補充原則4-8-2

・当社は、経営陣との連絡・調整や監査等委員会との連携に係る体制整備を図るべく、監査等委員である取締役3名の互選により、筆頭独立社外取締役を決定することの必要性につき現在検討しております。

【4-10. 任意の仕組みの活用】

補充原則4-10-1

・当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、独立社外取締役が、取締役会において、重要事項に対する意思決定や、取締役会の実効性等に関して、取締役会の独立性・客観性の強化に資するべく、適宜意見を述べ、適切な関与・助言を行っております。指名・報酬など特に重要な事項に関しては、更なる独立社外取締役の適切な関与・助言を得るよう検討して参ります。

【4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-3

・当社は、取締役会においてアンケートや質問状等による各取締役の自己評価を参考に、取締役会の役割、責務、審議すべき事項の適切性及び取締役会全体の実効性について分析・評価を行うよう、検討して参ります。

【4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14-2

・各取締役（監査等委員である取締役を含む。）それぞれが取締役、監査等委員としての自覚をもち、法的な役割・責任を果たすにおいて必要な知識習得のためのトレーニング方法を現在検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 **更新**

基本原則1. 株主の権利、平等性の確保

【1-4. いわゆる政策保有株式】

・当社の企業価値向上に資するを目的として、取引関係・協力関係維持、事業及び営業戦略含め、いわゆる政策保有株式については、必要に応じて保有していく考えであります。その政策保有株式の中長期的経済合理性や将来の見通しを、取締役会において毎年検証します。・議決権行使の基準については、発行会社の経営状況、中長期的な企業価値向上策他、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等総合的に勘案し、また株主価値の向上に資するものか判断したうえで、議案ごとに精査し、その議決権の行使を判断します。

【1-7. 関連当事者間の取引】

・当社が当社役員と取引を行ういわゆる関連当事者間取引については、取締役会規程に基づき、取締役会にて事前の審議のうえその取引の是非を決議し、事後の報告を行います。なお、取引する場合の条件等については、第三者との取引同等とします。

基本原則3. 適切な情報開示と透明性の確保

【3-1. 情報開示の充実】

(i) 経営理念、経営戦略、経営計画

- ・当社は本報告「I. 1 基本的な考え方」に記載のとおり、「ステークホルダーの満足度を継続的に高める」ことをモットーに「真価のある製品を社会に納め人類に貢献しよう」を経営理念とし、「ハイテクソードの創造により社会に貢献しよう」を社会的使命として定めております。
- ・中期経営計画は当社ホームページ「通期決算説明会資料」に掲載のとおり策定しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

- ・当社は本報告「I. 1 基本的な考え方」に記載のとおり、取締役による業務執行状況の監督、及び監査等委員による妥当性監査を通じ、経営のチェック機能を強化しております。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

- ・平成28年3月25日開催の第41期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額160百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。本報告「II. 1【インセンティブ関係】」に記載のとおり、取締役については、報酬限度額内で当期純利益を基本に報酬原資の増減を行い、その原資の中で各取締役への配分を代表取締役が検討し、取締役会にて決定します。また、業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、当社の企業価値を向上させることを目的として、取締役に対して年額50百万円の範囲内でストックオプションとしての新株予約権を発行いたしました。監査等委員である取締役については、報酬限度額内で監査等委員である取締役の協議によって定めます。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

- ・迅速、且つ、的確な経営判断、業務執行判断を行える体制確立を目指す観点より、取締役の人選は候補者が持つ業務の得意分野を通じて、一方、監査等委員である取締役の人選は、取締役会における意思決定や業務執行取締役の業務に対する管理、監督機能を果たす候補者の専門性から、企業経営に対し客観的な助言ができる人材、幅広い識見をもって監督並びに監査を遂行できる人材等、財務、会計に関する相当程度の知見、並びに監視能力の有無を通じて、それぞれ総合的に選定しております。

(v) 個々の選任・指名についての説明

- ・取締役及び監査等委員である取締役の各候補者及び重要な兼職の状況、経歴等については、年次報告書に記載しております。

基本原則4. 取締役会等の責務

【4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-1

- ・取締役会自身として経営意思決定上重要な判断・決定及び法令・定款に定められた事項を、取締役会規程上に決議事項として列挙し定めており、取締役会に委ねる事項を明確にしております。
- ・その他業務の執行については、毎朝開かれる連絡会、月1回開かれる各事業部門別の月次報告会において、原則として代表取締役社長及び経営陣がその業務執行状況を確認し、社内規程に準じて委任の範囲の明確化を諮っております。

【4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

- ・当社は現在業務執行取締役及び監査等委員である取締役合わせて11名のうち3名を、会社法上の要件及び上場証券取引所の定める基準に加え、当社社外役員の独立性に関する判断基準を満たした独立役員として、東京証券取引所へ届け出ております。

【4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

- ・社外役員の選任に際して、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たし、当社社外役員の独立性に関する判断基準に基づき、独立性の有無を判断し選任しております。これらにより選任された社外役員は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社の当該基準は次のとおりです。

＜社外役員の独立性に関する判断基準＞

当社社外役員の独立性を判断するに際し、次の各条項に該当しない者は、当社独立役員の要件を満たす。

- 1) 過去10年以内に当社及び当社グループの出身者であった者、またはそれらの配偶者。
- 2) 当社及び当社グループを主要な取引先とする者（当社及び当社グループに対して製品もしくは役務を提供し、その取引額が当社直近年間連結売上高の2%以上に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者。
- 3) 当社及び当社グループの主要な借入先（その借入額が当社直近年間連結総資産の2%以上に相当する金額である借入先）である金融機関の業務執行者。
- 4) 当社及び当社グループから役員報酬以外に会計士、税理士、弁護士等の専門家として過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。
- 5) 一般株主と利益相反の生じるおそれのある者。
- 6) 当社及び当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者。
- 7) 上記1)～6)に該当する者の二親等内の親族。

【4-11. 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

- ・取締役候補者の選任については、当社全部門のカバーを可能とするバランスを考慮したうえで、適正かつ迅速な意思決定に対する監視、リスク管理体制の整備・運用状況、業務執行の管理・監督機能等、取締役及び監査等委員である取締役の選任に関する方針・手続きと併せて、総合的に適材適所の観点より人材を選定しております。

補充原則4-11-2

- ・取締役、監査等委員である取締役の各候補者及び重要な兼職の状況については、年次報告書に記載しております。

基本原則5. 株主との対話

【5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

- ・株主との建設的な対話促進のため、次のとおり取り組んでおります。
 - i 株主との建設的対話実現のため、社長室をその窓口として指定しております。
 - ii IR・社長室を中心に、総務部・経理部と意見交換のうえ、対話には代表取締役、担当取締役も適宜参加しております。
 - iii 本報告書「III. 2 IRに関する活動状況」のとおりです。
 - iv IR活動を通じて頂戴したご意見、ご指摘については、直近の社内連絡会や取締役会において社長室より報告され、関係部門にて企業価値向上に役立てております。
 - v 当社内部者取引防止規程に基づき、インサイダー情報については厳格に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
谷口興産有限会社	3,783,000	14.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,333,300	5.06
日セラ興産株式会社	1,113,750	4.23
株式会社山陰合同銀行	1,084,411	4.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	952,100	3.61
谷口真一	776,025	2.94
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)RE－HCR00	682,900	2.59
TAIYO HANEI FUND, L. P.	605,300	2.30
穂山正紀	536,868	2.04
STATE STREET BANK AND TR UST COMPANY 505001	530,200	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村 康明	弁護士											
瀬古 智昭	弁護士								○			
池原 浩一	公認会計士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村 康明	○	○	——	田村康明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、長年弁護士をされており、法律の専門家としての幅広い知識・経験等を当社の経営全般に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が代表する法律事務所と当社との間には取引等利害関係はございません。以上のことから、上記理由により一般株主との利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。
瀬古 智昭	○	○	当社と瀬古智昭氏が所属する鳥取あおぞら法律事務所との間には、同事務所へ案件ごとに法律相談を行う等の取引があり	瀬古智昭氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士・弁護士として会計及び法律に精通されており、その専門的な知識・

			ますが、その取引額は当社の定める社外役員の独立性に関する判断基準を満たすものであることから、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	経験等を当社の取締役会における意思決定の適正性を確保することに活かしていただきたいことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏と当社との間には特別な利害関係はございません。以上のことから、上記理由により一般株主との利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。
池原 浩一	○	○	——	池原浩一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士として会計事務に精通され、会計財務面から会計業務を判断できる能力を有しており、その専門的な知識・経験等を当社の取締役会における意思決定の適正性を確保することに活かしていただきたいことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が代表する公認会計士事務所と当社との間には取引等利害関係はございません。以上のことから、上記理由により一般株主との利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
-------------	--	--	--	--	--

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり
--	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新
--

監査等委員会がその職務を補助する使用人の設置を求めた場合、監査等委員と取締役が協議し使用人の設置を行います。監査等委員会を補助する使用人の人数、職位、他部署との兼務とするかどうかは監査等委員と取締役が協議し決定します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新
--

- 四半期決算時に取締役会とは別個に、会計監査人が監査等委員会に参加し、経営状況の報告、協議を行います。
- 監査等委員は稟議書、その他業務執行に関する文書を閲覧し取締役及び使用人に対してその説明を求め、一方内部監査室は内部監査結果の報告を行い、監査等委員及び内部監査室は協議を行いながら連携し、各事業部門の運用状況を確認していく等、実効性のある体制を進めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の報酬は、当期純利益を基本に報酬原資の増減を行い、その原資の中で各取締役への配分を決めております。業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに当社の企業価値を向上させることを目的として、取締役に対して年額50百万円の範囲内でストック オプションとしての新株予約権を発行致しました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社社内取締役、従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに当社の企業価値を向上させることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対する年間報酬額は、63百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会での協議のうえ決定しております。
なお、役員退職慰労金制度は平成24年3月29日開催の定時株主総会において廃止しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会において会社状況の伝達を行う他、重要事実の発生が見込まれる場合は、随時内容の連絡を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

毎朝行われる連絡会に、各事業部門の業務状況、問題点を協議し全社に水平展開する体制をとっております。
毎月1回開催する月次報告会において、各事業部門の月別業務状況の確認を行っております。
取締役会は、上記の連絡会、各事業部門の月次報告会告に出席し、取締役会としての付議事項がない場合でも業務執行状況を確認しております。これらの活動の中から重要な点につきましては取締役会を開催し、協議、決議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主総会で選任された自社業務に精通する取締役が取締役会での確な経営判断を行い、また、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から監査等委員会設置会社に移行しております。
また、社外取締役の選任にあたり、当社社外役員独立性基準に基づき、独立性の有無を判断し選任しております。これらにより選任された社外取締役は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、法令で定められた発送期限よりも早期発送を実施しております。
その他	1. 株主総会の活性化については、近年総会終了後に会社説明会を行い、従来にも増して一般株主様に当社の現状をよりよく紹介する機会を総会にセットすることによって、総会出席者数の増加の一助となるよう工夫を行っております。 2. 株主総会では、招集通知添付資料のほか、プロジェクターを使い、視覚的效果を利用した説明も行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算、本決算の発表後に主に東京で行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、投資家向け情報を「投資家情報」としてホームページに掲載しております。 その内容は、決算情報に関しては「IR資料室」の「決算情報」及び「業績、財務情報」で、また決算情報以外の適時開示資料を「お知らせ」でそれぞれご案内しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:社長室・IR担当 IR担当責任者:執行役員 藤原 佐和子	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ステークホルダーの満足度を継続的に高める」ことをモットーに経営を推進しており、今後も社会的責任を果たすため、従業員一人ひとりが心がける行動を示した「企業行動規範」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境への姿勢については、当社ホームページ「会社情報」の「環境方針」に記載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社企業行動規範に「当社より株主様への情報開示においては、積極的かつ公正に適時・適切な開示を行います。また、個人やお客様の情報ほか各種情報に対しては、当社のプライバシーポリシー及びセキュリティポリシーに基づき、その保護と管理を徹底します。」という遵守事項を制定し、公平かつ詳細な開示を行うことに努めております。
その他	お客様への取り組みは、当社ホームページ「会社情報」の「経営理念」に、また、社会全般への取り組みにつきましては、同じく「会社情報」の「ご挨拶」にそれぞれ記載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、業務を適正かつ効率的に行うため、会社法及び金融商品取引法の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に対応し、以下のとおり内部統制の整備・強化を進めて参ります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、連絡会議事録、稟議書、印鑑申請書及び経理関係資料等の重要資料は、法令及び社内文書管理規程に従い保存・管理し、必要となる関係者が閲覧できる体制とします。

ロ. 情報セキュリティポリシーに基づき、当社が保有する全ての情報資産の保護に努め、情報漏洩リスクに対して対策を講じることにより、常に社会からの信頼を得られる体制とします。

ハ. 個人情報については、法令及び当社プライバシーポリシーに基づき、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、個人情報の保護及び適正な管理方法について、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底管理します。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 稟議規程、売掛金(与信管理)規程等のリスクに関する社内規程は、必要に応じリスク管理の観点から見直します。

ロ. 投資リスクに関しましては、稟議規程に基づき投資部門が起案すると共に、管理部門、事業関連部門が意思決定に参加しリスクの軽減を図ります。内部監査室、関係会社管理室においては内部監査、関係会社の業務状況からリスクの洗い出し、また、その対策をまとめ社長へ報告すると共に、各事業部門に対して解決への助言を行います。

ハ. リスク管理規程により、当社及び関係会社グループにおいて、発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、並びに発生した場合の対応等について、的確な管理・運営を行います。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 執行役員制度を導入し取締役と執行役員の業務を極力分離し、取締役機能の強化、効率化を図ります。

ロ. 取締役会では重要事項の決定、取締役の実行状況の監督を行うほか、各事業部門長は毎月1回開催する月次報告会において、自事業部門の月別業務状況を取締役に報告、審議すると共に、毎朝行われる連絡会には取締役も参加し日常の業務状況を確認します。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会規程、役員執務規程、職務権限規程、業務分掌規程等社内にて定める個別規程によって各業務の手順を定めることにより、使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保します。

ロ. 毎朝行われる連絡会に取締役を含む事業部門長が出席し、各事業部門の業務状況、問題点を協議し全社に水平展開できる体制をとります。

ハ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、重大な法令及び社内規程の違反に関して発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

ニ. 専門家(公認会計士、税理士、弁護士等)に、業務の適法性につき相談し、その確保を図ります。

ホ. 内部監査室においては、適正性確保の観点より社内規程への適合状況及び業務執行状況を確認します。

ヘ. 市民社会に脅威を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引関係を遮断し、当社反社会的排除方針に基づき、警察及び暴力追放を推進する外部機関と連携して、組織一丸となって対応します。

(5) 親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 関係会社管理室は、関係会社管理規程に基づき、当社及び関係会社グループの業務の適正性を確保するよう、関係会社での重要な投資案件については事前に当社の承認を受けてから行う等により、各社を管理します。

ロ. 会計監査人、監査等委員会、内部監査室及び経理部等関係者は、定期に打ち合わせることで日頃から連携し、当社及び関係会社グループにおけるコンプライアンス体制、その他問題点の把握を行います。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人の設置を求めた場合、監査等委員と取締役が協議し使用人の設置を行います。監査等委員会を補助する使用人の人数、職位、他部署との兼務とするかどうかは監査等委員と取締役が協議し決定します。

(7) 監査等委員会を補助する使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、異動、懲戒、解雇については監査等委員会の事前の同意を必要とします。

(8) 監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会を補助する使用人が監査等委員から指示を受けた場合は、その指示に基づき実行し、直接監査等委員会に報告するものとします。

(9) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

イ. 常勤の監査等委員である取締役は取締役会のほか月次報告会、毎朝行われる連絡会等の社内諸会議に出席します。

ロ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告すると共に、監査等委員会からその業務の執行に関して報告、資料の提供等を求められた場合は、速やかに対応するものとします。

ハ. 監査等委員会は稟議書、その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対してその説明を求めることができます。

ニ. 監査等委員は定期的に監査等委員会において、会計監査人からの監査報告を受けるほか、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の執行に関して監査等委員会に報告すべき事項等の監査状況について、情報・意見交換を行います。

(10) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

法令及び社内規程違反行為、財務報告の信頼性に重大な影響を与える行為、企業倫理違反行為、その他会社の社会的信用を失墜及び低下させる行為につき、これを早期に把握し是正を図るため、監査等委員会がこれを発見した者から報告を受けることができるよう、内部通報規程を整備しています。なお、監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告を行ったことを理由としたいかなる不利益な処遇を行いません。

(11) 監査等委員の当該職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務の執行について当社に対し会社法399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当社内規程とも照らし合わせ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、同規程に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は内部監査室、会計監査人と連携し情報を共有し、迅速に問題点を把握していく体制とします。

ロ. 監査等委員会にて承認された監査等委員監査計画に基づき、当社及び関係会社グループ全体に対して監査が行われるにあたり、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は資料提出等これに協力します。

ハ. 監査等委員会は代表取締役と定期的に懇談し、当社及び関係会社グループにおける業務執行の適正性確保、並びにコンプライアンス体制、その他問題点の確認のため、意見交換を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜基本的な考え方＞

1. 一切の反社会的勢力に対して、当社は担当部署を設けるのみならず、経営トップ以下組織一丸となって対応いたします。

2. 反社会的勢力に対しては、平素より警察及び暴力追放を推進する外部機関と連携し、排除活動に取り組めます。
3. 反社会的勢力と取引は一切いたしません。当該勢力からの不当要求は拒絶します。また、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合は、即刻取引を解消いたします。
4. 反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事、刑事の両面から法的対応をとります。
5. 反社会的勢力とは裏取引及び資金提供はいたしません。

＜整備状況＞

1. 平素からの対応

- (1) 社長の基本方針をホームページに記載します。
- (2) 反社会的勢力の排除のための事務局を総務部内に置き、総務担当取締役が事務局長となって対応いたします。
- (3) 事務局は取締役会の指示を受け、社内においては規定作りを行い周知徹底し、社外においては警察や暴力追放を推進する外部機関の窓口として、活動いたします。
- (4) 事務局は反社会的勢力に関する情報を一元管理します。
- (5) 事業活動を通じ反社会的勢力からの何らかの働きかけや接触があった場合は、即刻事務局へ報告され、事務局は取締役会に報告し、取締役会の指示を受ける体制を取っております。
- (6) 事務局は警察等関係機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めます。

2. 有事の対応（不当要求への対応）

反社会的勢力からの不当要求等があった場合は、取締役会の指示のもと、警察及び暴力追放を推進する外部機関等の行政機関と連携し、事務局が中心となり対応いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりです。
コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方にに基づき、当社体制において関係者に周知しており、迅速・正確・明瞭・公平に適時開示してまいります。

(1)体制
当社の情報開示に関する業務は総務部担当者が行っており、情報開示責任者として社長室・IR担当執行役員が担当しております。
決算に関わる情報や重要事項が取締役会で決議された場合は、それらの決定を受け、社長室・IR担当執行役員が開示手続きを行います。
当社は事業部門別の予算制度を実施しており、各事業部門の業務執行状況は毎月取締役を含めた各事業部門長以上が参加する月次報告会において報告されます。報告内容は各事業部門の予算実績状況、その他業務運営上の問題点、今後の活動等当該各事業部門の活動全般にわたります。
月次報告会の他、当社では毎日始業前に各事業部門長以上の参加により連絡会を開催しております。連絡会では各事業部門の事業執行状況等について、日常的に確認しあっております。
社長室・IR担当執行役員は、これら月次報告会及び連絡会に参加し情報を収集・集約のうえ、開示すべき重要な意思決定事項は取締役会へ、その他新製品のリリースなどは代表取締役の承認を経ることで開示しております。
開示に際しては、適時開示までの情報の取扱いに対しては、当社情報セキュリティ規程に従う他、インサイダー取引防止のため当社内部者取引管理規程を厳格に遵守しております。

(2)開示
決算短信、四半期報告書、有価証券報告書等、単体及び連結の会社決算情報につきましては、監査法人の監査及び指導のもと、原案を経理部にて作成し、総務部、社長室、監査等委員にて確認のうえ、取締役会の承認を経て開示されます。
当社は、金融商品取引所の定める適時開示規則に則り、会社情報を適時開示情報伝達システム(TDnet)にて開示する他、プレスリリース、当社ホームページ、決算説明会にて、市場参加者に公平に情報開示を行います。

